

## 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業交付金 【時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業】

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を速やかに実施するため、時間外・休日の医療機関からワクチン接種会場に医療従事者を派遣した場合に、当該派遣を行った医療機関（派遣元）を補助します。

### 1 補助対象期間

令和4年4月1日から令和4年9月30日まで

### 2 対象医療機関

上記期間中、時間外及び休日に市町村が開設する集団接種会場に医療従事者を派遣した医療機関

### 3 補助対象経費

下記（Ⅰ）と（Ⅱ）を比較して少ない額			
（Ⅰ）補助上限額			（Ⅱ）派遣元医療機関実支出額
医師	1人1時間当たり	7,550円	派遣された医師、看護師等の基本給や派遣手当、旅費、保険料のほか、当該派遣に伴い勤務に影響を受ける職員の基本給や手当等
看護師等	1人1時間当たり	2,760円	

※看護師等：歯科医師・看護師・准看護師・臨床検査技師・救急救命士（事務職員や薬剤師は含みません。）

#### <お問い合わせ先>

長野県感染症対策課ワクチン接種体制整備室

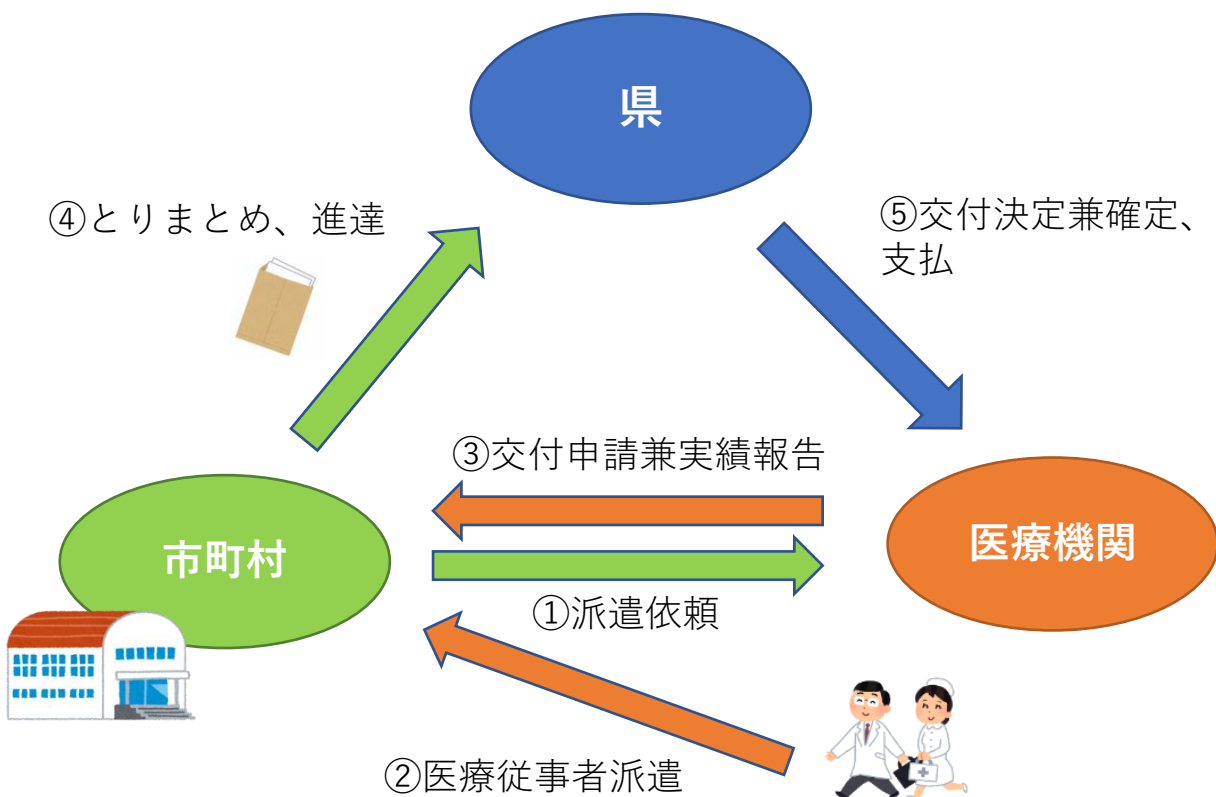
TEL：026-235-7353（午前8：30～午後5：15（土日・祝日除く））

Mail：corona-vaccine@pref.nagano.lg.jp

<長野県HP> <https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/vaccine/hakenjigyoku.html>

# 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業交付金 【時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業】

## ○事業イメージ



### ●補助対象経費の例

- ・派遣した医療従事者の時間外手当や派遣手当
- ・医療従事者の派遣により影響を受ける他の職員の時間外手当等
- ・外部の医療従事者を確保した場合の賃金

### ●補助対象とならない場合

- ・医療機関が派遣に伴う手当等を負担していない場合は対象となりません。
- ・市町村からの謝金や委託料等で支給されている部分は対象外です。（二重交付不可）
- ・医療従事者が個人として従事している場合は対象外です。

集団接種会場へ派遣を行った場合でも  
全てが補助対象となるわけではござい  
ませんので、ご注意ください！

### ●個人医院の取扱いについて

個人医院の医師が派遣に行った際の医師自身への基本給相当分等は、**対象外**とします。  
看護師等が派遣した場合や医師の派遣により影響を受ける職員への基本給や時間外手当等は対象となります。

# 医療機関における事務手続きの流れ

- ①市町村から医療機関へ派遣依頼  
※医師会を通して派遣依頼された場合でも申請可能です。
- ②医療機関として医療従事者を市町村接種会場へ派遣

交付申請書兼実績報告書は、他の緊急包括支援事業の様式とは、別様式となりますので、ご注意ください。

## 1 交付申請兼実績報告

- ①交付申請兼実績報告書類を準備（様式は県HPで入手可）

### ●提出書類

- ・ 交付申請書兼実績報告書（様式第11号）
- ・ 経費所要額精算書（様式第11号別紙（1））
- ・ 事業実績報告書（様式第11号別紙（2））
- ・ 歳入歳出決算（見込）書抄本
- ・ 医療機関明細書
- ・ 派遣実績及び人件費等確認票
- ・ 対象経費を支出していることが確認できる書類

### ※交付申請書兼実績報告書類等の作成について

- ①派遣実績及び人件費等確認票
  - ②医療機関明細書
  - ③事業実績報告書
  - ④経費所要額精算書
  - ⑤交付申請書兼実績報告書
  - ⑥その他書類
- の順で作成するとスムーズです。

- ②派遣先の市町村に交付申請書兼実績報告書類を2部提出

**提出期限：令和4年10月28日（金）**

**※事業実施期間は派遣実績の有無にかかわらず、一律令和4年4月1日から令和4年9月30日までとしてください。**

- ③県から医療機関へ交付決定及び額の確定通知

- ④交付請求書（様式第9号）を県へ1部提出

- ⑤指定された口座に県から支払い

## 申請イメージ（例）

A市の依頼に基づいて、B病院からC医師をA市集団接種会場へ派遣

日曜日の9：00～12：00の3時間従事

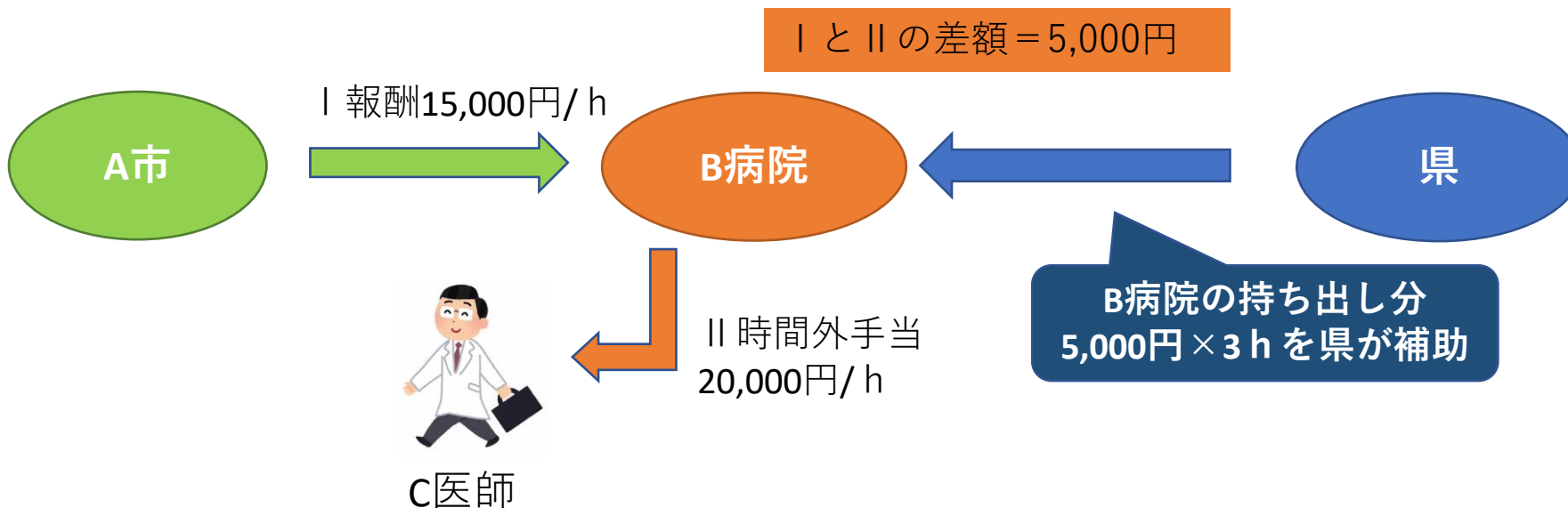
I：A市からのC医師への報酬 15,000円/1 h

II：B病院からのC医師への時間外手当 20,000円/1 h の場合

II - I = 5,000円 × 3 h がB病院の持ち出し。

→ 5,000円 × 3 h < 7,550円 × 3 h（基準額）

15,000円が補助所要額となる。



## 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業Q&A

<p>Q1：時間外・休日の考え方は。</p>	<p>A1：・時間外：当該医療機関が表示する診療時間以外の時間。 概ね午前8時半と午後6時以降（土曜日の場合は、午前8時前と正午以降）及び休日以外の日を終日休診日とする医療機関における当該休診日。ただし、午前中及び午後6時以降を診療時間とする医療機関等、標準によることが難しい場合はその表示する診療時間以外の時間をもって時間外として取り扱う。 ・休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。 なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は休日として取り扱う。</p>
<p>Q2：医療機関が休診について予め表示した上で、医療従事者を派遣した場合は対象となるか。</p>	<p>A2：「時間外」として対象となります。</p>
<p>Q3：移動時間や休憩時間は含めてよいか。</p>	<p>A3：移動時間や休憩時間は含みません。</p>
<p>Q4：ワクチン接種に係る準備や後片付けの時間は補助対象となるか。</p>	<p>A4：ワクチン接種業務として準備や後片付けを行う時間は対象となり得ます。</p>
<p>Q5：「看護師等」に事務職員等は含まれるか。</p>	<p>A5：「看護師等」は、歯科医師、看護師、准看護師、救急救命士及び臨床検査技師です。（薬剤師や事務職員は含みません。）</p>
<p>Q6：派遣先から医療従事者個人に対して報償が支払われているが、実態としては、「医療機関の職員がその医療機関の了解のもと、集団接種会場へ行く」ので、当該職員が不在の間の派遣元医療機関の体制確保のための費用として申請してよいか。</p>	<p>A6：可能です。派遣先から医療従事者本人に対して支払われる報償のほかに、医療機関が本人に手当等を支払った場合に、その手当等が補助対象となります。</p>
<p>Q7：医師7,550円看護師等2,760円とあるが、消費税はどのようにに考えるのか。×1.1としてよいか。</p>	<p>A7：消費税も含めた上限額となります。</p>
<p>Q8：6.5時間の場合、単価×6.5としてよいか。</p>	<p>A8：例えば医師で6.5時間の場合、7,550円×6.5時間が上限額になります。</p>
<p>Q9：当該派遣を行った医療機関（派遣元）を補助対象とあるが、医療機関に属していないフリーの医師・看護師等の場合、個人に補助できるのか。</p>	<p>A9：本事業は、派遣元の医療機関に対する補助であり、医療機関に属していないフリーの医師・看護師等（個人）は補助対象になりません。</p>



## 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業Q&A

**Q10：**派遣する医師や看護師等には市町村から謝金や旅費が支給されているが、これに加えて今回の補助金が支給されるのか。

**A10：**本補助金と他の補助金で対象経費を重複して補助を受けることはできませんので、派遣元医療機関において本事業の補助金を充当する経費と、他の補助金を充当する経費が重複しないように、それぞれの用途を切り分けて整理するようにしてください。（それぞれの用途を切り分けて整理している場合、例えば市町村から当該医療機関に支払われる協力金等を本補助金から差し引く必要はありません。）

**Q11：**A病院には診療科が複数あり、診療科ごとに休診日が異なる。（A病院としての休診日は日曜日のみ、B診療科の休診日は水曜日と日曜日とする。）B診療科の医師が水曜日に集団接種会場に派遣される場合に、A病院は休日の派遣として本財政支援を受けれるか。

**A11：**本事業については、「時間外・休日」は「当該医療機関が表示する診療時間以外の時間」及び「休日」が該当するものであり、特定の診療科が休診日であることをもって対象となるものではありません。

**Q12：**当事業の派遣について、医療機関の施設を借上げた場合集団接種会場に含まれるか。

**A12：**医療機関が集団接種会場となる場合、当該医療機関（集団接種会場）に医療従事者を派遣する派遣元の医療機関が対象となります。なお、当該医療機関（集団接種会場）の医療従事者を当該医療機関（集団接種会場）に派遣することは考えられません。

**Q13：**本事業は職域接種での集団接種会場への派遣も対象となるか。

**A13：**本事業は、職域接種は対象となりません。

**Q14：**高齢者施設への医療従事者の派遣は本事業の補助対象となるか。

**A14：**市町村が高齢者施設に集団接種会場を設置し、医療従事者を派遣した派遣元医療機関も補助対象となり得ます。

**Q15：**県立病院でも補助対象となるか。

**A15：**本事業は、時間外・休日の医療機関が集団接種会場に医療従事者を派遣した場合に、派遣元医療機関に対して補助を行うものであり、県立病院が要件に該当する場合は対象となり得ます。

**Q16：**検診機関が医療従事者を派遣した場合も補助対象となるか。

**A16：**医療機関（病院・診療所）からの派遣が対象となります。

**Q17：**医療機関の職務命令等に基づかず、医師等個人が医療機関の兼業許可を受けるなどして、時間外・休日に集団接種会場でワクチン業務に従事し、市町村から謝礼を受け取る場合、補助対象となるか。

**A17：**医療従事者が医療機関と関係なく集団接種会場に行った場合ではなく、医療機関が医療従事者を集団接種会場に派遣した場合対象となり得ます。（職務命令等を行うかは医療機関の判断になります。）

**Q18：**派遣される医師・看護師が、派遣元の医療機関における勤務シフト上、時間外・休日に該当する場合も対象として問題ないか。

**A18：**本事業における「時間外・休日」は「当該医療機関が表示する診療時間以外の時間」及び「休日」が該当するものであり、派遣される医療従事者の勤務シフト外であることをもって対象となるものではありません。